文 主

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は、原告の負担とする。

## 実

請求の趣旨

「特許庁が同庁昭和二九年抗告審判第二〇五六号事件について昭和三四年六月三 〇日にした審決を取り消す。訴訟費用は、被告の負担とする。」との判決を求め る。

請求の原因

一 原告は、昭和二八年九月二七日、特許庁に対し、「編物機における単面式誘導カム構造」について特許出願をした(以下本願発明」という。)ところ、昭和二九 年九月一六日、拒絶査定がされたので、この拒絶査定に対し、同年一〇月一八日、 抗告審判を請求し、昭和二九年抗告審判第二〇五号事件として審理されたが、昭和 三四年六月三〇日、右抗告審判の請求は成り立たない旨の審決があり、同審決の謄 本は、同年七月一〇日、原告に送達された。 二 本願発明は、「自動的に上下せしむるごとくなしたるニツテイングカムニ個と

ライジングカムを上下せしめ、動、不動の位置を選択せしめて、模様編みまたは引 返し編みを編成せしめるごとくなしたることを特徴とし、その有効誘導面を単一面とせる形式のカム構造」を特許請求の範囲とするものである。

本件審決の理由の要旨は、つぎのとおりである。すなわち、 本願発明の要旨は、「カムプレートの内側面に二個の二ツテイングカムと一個の ライジングカムを取りつけ、二個のニッテイングカムはキャリッジの左右往復運動によって自動的に出没しうるようにし、また、一個のライジングカムは出没自在と し、必要に応じ、その位置(突出した位置または没入した位置)に固定し、編針が 前記それぞれのカム出没に応じて作用しあるいは作用しないようにした編物機における単面式誘導カム」にあるものと認められるところ、昭和一〇年二月一四日出願、昭和一一年八月一日登録の特許第一一六八四八号明細書(以下「引用例」という。)には、「横式メリヤス編成機の摺動笠(2)に内側カム(3)、(4)、 (5)、(6)および(7)、(8)、(9)、(10)をハ状に配設し、該内側 カムの外側方に編針路(19)、(20)を隔てて配設した外側カム(11) (12) および(13)、(14)の下部表面部(15)、(16) および(1 (18)は、斜め外側下方に向け漸次傾斜せしめ、最低部面は、笠体の盤面 と等高となし、かつ、下部表面部(15)、(16)および(17)、(18)を 上面より圧下するとき(編針のバツトに押されて)外側端縁を中心として該下部表 面のみが……没入し、圧下を廃するときは、再び弾機(23)の作用により……原 位置に突出復帰すべく外側端縁部を摺動笠体に弾機(23)をもつて装着し、 た、内側カム(3)、(6)および(7)、(10)は必要に応じ(柄模様を編成する等の場合)出没せしめて、所要の編針と作用させあるいは作用しないようにし た構造」が記載されている。そこで、本願発明と引用例とを比較するに、本願発明のカムプレート、ニツテイングカム、ライジングカムは、それぞれ、引用例の摺動笠、外側カム(11)、(12)および(13)、(14)、内側カム(3)、(4)、(5)、(6)および(7)、(8)、(9)、(10)に相当し、その作用効果、すなわち、普通は多数の並列した編針がカムプレート(引用例では摺動 笠) の左右往復動につれて、そのカムにより上下動してメリヤスを編成し、つぎに 模様編み等を行なうときには、ライジングカム(引用例では、ライジングカムの一 部)を編針に対して作用しないように没入させて、必要な編針だけをあらかじめ適 宜押し上げておき(本願発明では、針を手または定規で突き上げるのに対し、引用例では、針揚機(21)を回動してその掻上櫛で針を上昇させる。)この編針だけニツテイングカムにより押し下げて編成作用をさせて模様編みを容易に行なうこと ができるようにした点においては、両者は軌を一にするものである。もつとも、本 願発明のカムプレートは一個であつて、しかも、これに取りつけた= ムおよびライジングカムは、それぞれ単一のものであるのに対し、引用例は、その 摺動笠が相対する二個の針床に対し、同時に作用するようになつているので、その 作用する面は本願発明のように単一ではなく、また、これに取りつけられた内側カ ム、外側カムはいずれも複数個のカム片を集合させたものから成つている点におい

て、一応、その形の上の相違があることは認められるが、引用例の摺動笠の編針を作動させる片方の面だけについてみるに、その作用および効果は本願発明のカムプレートと同様であり、また、本願発明のように、単一のニツテイングカムを自動として突出位置または過入位置に任意固定するようにしたものは、いずれも、本願発明の出願前周知であるので(昭和五年実用新案出願公告第一四九三〇号公報および登録第三六四四五一号実用新案公報参照)、両者のカムが単一のものであるかあるいは多数のカム片の集まれるであるかの相違は、設計上の微差にすぎないものであり、この点には発明の存在を認めることができず、結局、両者に前記のような相違があつても、全体となり、両者が別異の発明であるとは認められない。

四 しかしながら、本件審決は、つぎの点において違法であり、取り消されるべき ものである。

引用例として示された横式メリヤス編成機においては、(イ)弾機(23)によりカムプレートに取りつけられた外側カム(ニツテイングカム)(11)、(12)および(13)、(14)は、これに接して設けられているトツプカム(天山)の存在により、その出没運動が妨げられる構造となつているから(別紙第二の第二図参照)、編物の編成ができない。(ロ)また、右のとおり、外側カムはでで、度目(編目)の調整が不可能であり、袋編み、片畔編み(ハーフカーデイガン)の編成ができず、編機としての実用価値がない。では、ジャカード装置(針揚機)を施す機械であるにもかかわらず、その附属、設定であるにより、空想的発明というべきである。いずれにしてもない。とれてなく、空想的発明というべきである。いずれにしてもない。まずないであり、したがつてまた、登録されるべきものでもない。このよりによって本願発明を特許すべきものでないとした本件審決の違法である。引用例によって本願発明を特許すべきものである。

にしても、実施不能のものといわなければならないばかりでなく、これと本願発明とは、その目的、作用効果において、何ら関係のないものである。また、登録実用新案第三六四四五一号公報にかかる「メリヤス編成機」についてみると、ライジングカム(13)、を設けたことによりゴム編みが編成できる旨記載されているけれども、ゴム編みはニードルベツド二枚を有する平行式編機(工業用横式編機)においてだけ編成できる組織であるから、ニードルベツドが一枚である用新案にかかる編成機によつては、これを編成することができないし、また、ライジングカム(12)を引き上げることにより柄物を編成しうる旨記載されているが、ライジングカム(12)を引き上げることは、編針の運動を休止させることであるから、メリヤスの編成ができないことを意味する。したがつて、これもまた、実施不能のものである。

(三) 被告は、本願発明を特許すべきものではないとしていながら、本願発明の 出願を拒絶するのであれば、当然同様の取扱いをすべき本願発明の模倣にかかる後 願発明ないし実用新案を登録しているのであつて、このことにかんがみても、審決 が本願を発明登録すべきものでないとしたのは不当である。

(四) 被告は、本願発明のように模様編みを、ジヤカード装置等を用いることなく簡単に編成できる家庭用編物機が、本願発明の出願当時周知であつたとし、昭和二八年七月一〇日株式会社雄●社発行の「新型高速度機械編」(乙第二号証)を証拠として提出しているが、本願発明は、原告の昭和二五年特許願第七八四三号特許出願についての追加特許出願にかかるものであり、その出願日は、原特許出願の日である昭和二五年六月一五日までさかのぼるものであるから、右周知例その他をもつてしても、本願発明の新規な発明性を否定することはできない。第三 被告の答弁

一主文同旨の判決を求める。

二 原告主張の請求原因一ないし三の項の事実は、すべて認めるが、同四の項の点は争う。

原告は、引用例が実施不能のものであり、これをもつて本願発明の出願を (-)拒絶するのは違法であると主張するが、引用例の明細書には、審決がその理由にお いて引用例の構造として掲げているとおりの記載があり、その構造が本願発明と同一の技術思想を包含していることは、審決説示のとおりである。原告は、この引用例の記載について、引用例は工業用メリヤス編成機にかかるものであるから、工業 用編機として要求される性能、すなわち、編目の調整、ハーフカーデイガン、 カーデイガンの編成が当然できなければならないのに、それらの編成ができないか ら、実用価値のないものであり、これを引用した審決は違法であるというけれど も、審決が引用したのは特許明細書であり、一般に特許明細書には、特許にかかる 発明の要旨を説明するに必要な事項のみを記載すれば足り、本件のごとき工業用編 機にあつても、右発明事項以外の部分にわたるこの機械の構成、性能までを記載す る必要はないから、原告主張のような点についての記載がないからといつて、それが実用ないし実施不能のものであるとすることはできない。仮に、引用例の明細書 の記載中、原告主張のような点に、一部実施不能の部分があつたとしても、その点 は、本願発明の要旨とは関係がないから、これを引いて、本願発明の発明力を否定 することは少しも妨げのないところである。また、明細書が研究者により利用される場合、必ずしも常にそこに記載された発明または考案その他の事項がそのまま利用されるものとは限らず、その記載の範囲内で、適宜の部分における技術事項だけ を利用しても、さしつかえないことはいうまでもないところである。いずれにして も、本願発明は、その主要部であるカムプレートの内側面に、二個のニツテイング カムと一個のライジングカムを取りつけ、二個の二ツテイングカムはキヤリツジの 左右往復動により出没しうるようにし、また、一個のライジングカムは出没自在と し必要に応じその位置に保持し、編針がライジングカムの出没に応じて作用しある いは作用しないようにしている点において、引用例のものと一致しているから、特 許に値する発明とはいえない。

さらに、原告は、引用例は本来登録されるべきものではないのに、審決がこれをもつて本願発明の出願を拒絶したのは不当であるというけれども、引用例が特許されるべきものであつたかどうかは、本願発明の発明性の判断に影響のないことである。

(二) 原告は、本件審決が昭和五年実用新案出願公告第一四九三〇号公報および登録第三六四四五一号実用新案公報を掲げているのは、新しい拒絶理由の追加であるのに、原告に対し、これについて意見書提出の機会を与えなかつたのは違法であるのに、原告に対し、これについて意見書提出の機会を与えなかつたのは違法である。

ると主張する。なるほど引用例には、内側カムを盤面に対し出没自在にすることおよびこれを突出させあるいは没入させたときそれぞれの位置に固定させることの特別な記載はないが、これは、本願発明の出願当時の技術水準において当然かつ公知のことであり、審決は、ただ念のため右各公報を掲げて例示したにとどまり、原告主張のように、拒絶理由の追加または変更に当るものではない。また、これらの公報の記載が実施ないし実用不可能のものであるとの原告の主張については、(一)の項に述べたと同様の理由により採るに足りない。

(三) 本願発明の後願が登録されているとの点についての原告の主張も、当を得たものではない。

(四) なお、原告は、本願発明は模様編みを、高価なジヤカード装置等を用いることなく、簡単に編成しうる家庭用編物機にかかり、特段の作用効果を収めるものである旨主張するが、このようなものは、本願発明が出願された昭和二八年九月二七日以前の日である同年七月一〇日株式会社雄●社発行の「新型高速度機械編」第二八頁以下(乙第二号証)にもみられるように、周知に属する。 第四 証拠関係(省略)

## 理 由

一 特許庁における本件審査および抗告審判手続の経緯、本願発明の要旨、本件審 決の理由の要旨についての請求原因一ないし三の項の事実は、すべて当事者間に争 いがない。

「右争いのない事実ならびに成立に争いのない甲第一号証の一および同乙第一号証 によれば、つぎの事実を認めることができる。すなわち、

(二) 引用例である昭和一年三月一一日出願公告、同年八月一日特許にかかる特許第一一六八四八号発明の明細書には、横式メリヤス編成機のカムプレートにいての発明が記載されており、摺動笠(2)に、内側カム(3)、(4)、(5)、(6)および(7)、(8)、(9)、(10)を配設し、その内側カムの外側方に編針路(19)、(20)を隔てて外側カム(11)、(12)および(13)、(14)をそれぞれハ字状に設け、この外側カムの下部表面部(15)、(16)および(17)、(12)をの最低部面は笠体(2)の盤面と等高とし、また、外側カム(11)、(12)および(13)、(14)の外側端縁部を笠体(2)に弾機(23)をもつて装着することにより、下部表面部(15)、(16)および(17)、(18)だりによりによりできるときは、下部表面部(15)、(16)および(17)、(18)だりが笠体の盤面より没入し、圧下をやめるときは、ふたたびこれが弾機(23)の

作用により原位置に突出復帰するようにし、通常の編成を行なう場合には、編針は 外側カムの下端側部をそのまま通過し(別紙第二の第二図における矢印B参照)、 内側カム (3)、(4)、(5)、(6) および (7)、(8)、(9)、(1 0) の背部により押し上げられ、ついで、外側カム (11)、(12) および (1 3)、(14) の腹部により押し下げられて編成を行なうが、模様編みを編成する 場合には、内側カム(3)、(6) および(7)、(10) を没入させて不作動の位置に保持しておき、一方、所要の編針だけを、針揚機(21) を回動しその掻上櫛(22) により突き上げておき、その編針を外側カム(11)、(12) および(13)、(14) の下部表面部(15)、(16) および(17)、(18) の最低部に作用させて、編成を行ないうるものであること 最低部に作用させて、編成を行ないうるものであること。

本願発明と引用例に示された前認定の公知事項とを対比し、本願発明は、引用 例と特段に異なる発明とはいえず発明を構成しないとした本件審決に、これを取り

例と特段に異なる光明とはいんり光明を構成しないとした不正宙人に、これで取り 消すべき事由があるかどうかについて考察する。 引用例における摺動笠(2)、ハ字状の二個の外側カム(11)、(12)、内側カム(3)、(4)、(5)、(6)は、それらの作用および効果の点からみて、それぞれ、本願発明におけるキヤリツジ(カムプレート部)、二個のニツテイングカム(9)、(9)、一個のライジングカム(8)に相当するものと認められる。すなわち、両者は、ニツテイングカム(外側カム)がキヤリツジ(摺動笠)のまた物動により自動的に出ることものであり、かつ、ライジングカム(内側カ 左右摺動により自動的に出没しうるものであり、かつ、ライジングカム(内側カ ム)が必要に応じ突出した位置または没入した位置に保持しうるものであるという 点において、構造的に一致し、また、通常の編成を行なう場合には、編針がキャリッジの左右摺動に従い、上げカムと下げカムとにより上昇下降して編目を編成し模様編み等の編成を行なう場合には、上げカムを編針に対し不作動の位置に没入されば、ままでの紹介がはなった。 せ、所要の編針だけを突き上げておき、これを下げカムにより押し下げて編成を行 ないうるという作用効果の点においても一致しているものである。もつとも、本願 発明においては、ライジングカム(8)は単一のカムであるのに対し、引用例のものにおいては、これに相当する内側カム(3)、(4)、(5)、(6)は複数個のカム片の集合体である点において、両者の間に構造上一応の差異があるが、本願発明は、引用例のものが複数個の部分で構成されているところを単に一個としたまでのものであり、両者はともに、編針を押し上げる作用をするカムであり、本願発明のライジングカムの奏する効果は引用例の内側カムにおいてもこれを奏し、差異がないのであるから、本願発明の引用例に対するこの美異は、設計しの微美にとど がないのであるから、本願発明の引用例に対するこの差異は、設計上の微差にとど まり、とうてい、ここに発明の存在を肯認することはできない。なお、本願発明に おいては、単一のライジングカム自体を出没自在としているのに対し、引用例のも のにおいては、カム片の集合体である内側カム(3)、(4)、(5)、(6)の うちのカム片(3)、(6)のみを出没自在としている点において、両者は、一応 相違するが、引用例のものにおけるようにカム片の集合体のうちの一部のカム片を 出没自在にしたものから、本願発明におけるように、右集合体を一体としその単一 カムを出没自在とすることは、両者における作用効果につき、集合体を単一体とす ることにともない当然予想される差異以外に、特段の差異の認められない本件の場 合においては、技術の発展の過程を単に逆にたどるにとどまるから、当業者のきわ めて容易に実施しうべきことであり、これまた設計上の微差というべきものである。また、本願発明においては、カムプレートが一個であるのに対し、引用例のも のにおいては、摺動笠(2)が相対する二個の針床に対し同時に作用するように、 対称に存する二個の摺動体(カムプレート部)から成つている点においても、両者 の間に一応の差異があるが、引用例の摺動笠(2)において編針を作用させる対称 の摺動体の一方の側のものだけについて考察すれば、前認定のとおり、その作用効 果が本願発明のカムプレート部におけると異ならないのはもちろん、構造上も実質 的な差異がないものであるから、引用例における対称に存する一方の側の摺動体と 本願発明のカムプレート部とを対比し、本願発明の特許性について判断するに、いささかの不当もないことは明らかである。

以上の諸点にかんがみれば、本願発明は、これを引用例のものと対比するに、前示各差異点を全体として考察するも、なお、引用例のものから当業者の容易に推考しうる程度のものであり、本件に適用のある旧特許法第一条の発明を構成しないも のと認めるのが相当である。

原告は、引用例である特許第一一六八四八号明細書記載のものは、実施不可能な ものであり、技術をあらわしたものとはいえず、 その横式メリヤス機においては、外側カム(11)、(12)は、弾機(23)で 主張は、本願発明の発明力についての前示判断を左右するに足りない。 原告は、引用例のものは、工業用横式編成機にかかるものであり、ジヤツク、ジャックカムのほか、複雑な機構、道具、糸の転換装置、ジヤカード装置を必要とするものであるに対し、本願発明は、これらの装置を必要とせず、しかも、引用例のものにおける、

なお、原告は、本件審決掲記の昭和五年実用新案出願公告第一四九三〇号公報および登録第三六四四五一号実用新案公報については、原告に意見陳述の機会が与えられたことがないにかかわらず、そのままこれを用いてされた審決はご当テインムとも、審決は、編針を上下させるべきライジングカムおよびニツテインムを、本願発明におけるように、それぞれ単一のカムとし、かつについては、これを自動的に出没させること、ライジングカムについては、これを自動的に出没させること、ライジングカムについては、ことを出位置において任意に保持するようにすることを出た、原発明の出願前すでに編物編成機において周知の技術事項であつまと追し、本願発明の出願前すでに編物編成機において周知の技術事項でありままより、急のため補足的にとどまり、即告のもとは認められないから、原告のも主張は、拒絶理由を変更したものとは認めいずれもとより、原告のものものものものものものものものものものものものものものもは、近ば、近に原告主張のような点に実施不可能な部分があるとしてあるれるが、仮に原告主張のような点に実施不可能な部分があるとしてあるれるが、の右主張は採用できない。

原告は、本願発明と同様な内容の後願にかかる発明または実用新案が登録されているほどであるから、本願発明は特許されるべきものである旨主張するが、そのような事実があるとしても、そのことから、逆に先願にかかる本願発明の特許性を肯

定しうべきものでないことはいうまでもない。また、原告は、本願発明は、原告の昭和二五年特許願第七八四三号特許出願にかかる発明の追加特許出願にかかるものであるから、本願発明の出願日は、右原特許出願の日である昭和二五年六月一五日までさかのぼるべきものであるとして、これを前提とし本件審決の違法を主張するが、追加特許出願の日を原特許出願日までさかのぼるべきものとする根拠は存しない(旧特許法第九条の規定も、その根拠とならない。)から、これを前提とする原告の右主張は、理由がない。

原告の主張のいずれも採用しうべくもないことは、叙上の説示に徴し明らかであり、結局、本願発明をもつて引用例から容易に推考しうるものとした本件審決には、原告主張のような違法はないものといわざるをえない。

三 以上のとおり、本件審決の取消を求める原告の本訴請求は、理由がないから、 これを棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法第七条、民事 訴訟法第八九条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判官 三宅正雄 荒木秀一 石澤健)

別紙第一

本願発明におけるカムの配置

カムプレートとキヤリツジとの関係図

<11538-001>

別紙第二

引用例(特許第一一六八四八号明細書)における横式メリヤス編成機の側面図、平面図および端面図

<11538-002>

<11538-003>

別紙第三

昭和五年実用新案出願公告第一四九三〇号のメリヤス横編機の正面図、平面図および側面図

<11538-004>

<11538-005>

別紙第四

登録実用新案第三六四四五一号のメリヤス編成機の平面図、斜面図および横断面図
<11538-006>